

令和元年10月1日から

保育所・認定こども園(保育所籍)を利用する、
3歳から5歳まで(その年の4月1日現在)の子どもの
保育料が**無償化**されます。

【対象者・利用料】

○保育所・認定こども園(保育所籍)を利用する、
3歳から5歳(4月1日時点の年齢)の、全ての子どもの保育料が無償化されます。

- 無償化の期間は、小学校入学までです。
- 通園送迎費や行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担です。
- また、これまで「保育料」に含まれていた給食の「副食(おかず・おやつ等)費」は、引き続き保護者負担となるため、別途納めていただく必要があります。
ただし市町村民税所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,200円)未満の世帯の全ての子どもと、その他の世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつ等)費が免除されます。
※第3子のカウントは、小学校入学までの範囲です。現行制度と同様、小学校1年生以上の兄・姉はカウントしません。

○0歳から2歳までの子ども(4月1日時点では2歳で、年度途中で3歳になった子どもを含む)は、**無償化の対象ではありません。**
ただし、**市町村民税が所得割・均等割ともに非課税の世帯**は対象となります。

※小規模保育事業、事業所内保育事業を利用する、上記の子どもも同様です。

- なお、課税世帯でも、保育所等を利用する子どもが2人以上の世帯に対する減免制度は、引き続き実施します。具体的には、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償です。

(注)市町村民税所得割額57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,200円)未満世帯については、第1子の年齢は問いません。

◆小学校入学までの障がい児の児童発達支援等を利用する場合は、3歳児から5歳児までの利用者負担が無償化されます。(保育所等も利用の場合は、どちらも無償)

◆保育所・認定こども園(保育所籍)を利用している場合は、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業については、無償化されません。

◆保育所・認定こども園(保育所籍)を利用する方は、無償化にあたって、新たな手続きは原則ありません。

保育料の無償化に伴う給食費について

○現在、3歳児から5歳児の給食費分は、

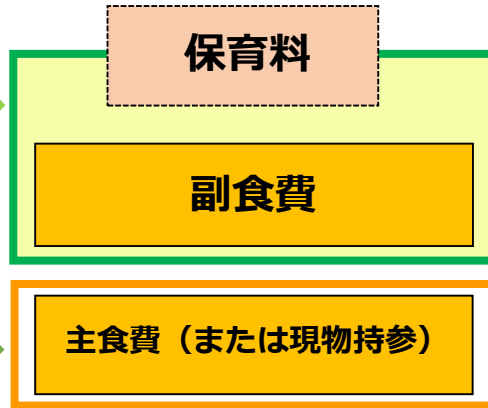
- ・主食（お米など）分については直接、
- ・副食（おかず）分については保育料の一部として、松前町を通じて、お支払い、または現物を持参していただいております。

○令和元年10月以降、保育料は無償化されますが、**給食費**については引き続き**保護者の皆様にご負担いただく**ことが原則です。

〈3歳児から5歳児の場合〉
～これまで～



保護者の皆様



町を經由
または直接



保育所等

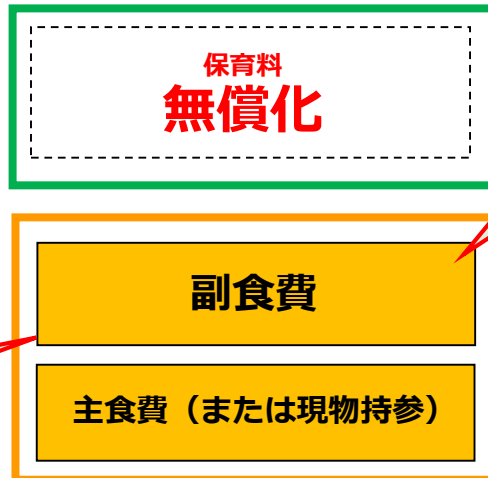
〈3歳児から5歳児の場合〉

～無償化後（令和元年10月以降）～



保護者の皆様

給食費の額は園によって
異なります。



主食分と副食分の給食費をまとめて保育所等に直接お支払いいただきます。※松前町立保育所の場合今までと同様に口座振替、または納付書でのお支払いになります。



保育所等

問い合わせ先: 松前町役場 子育て・健康課 保育幼稚園係

TEL: 089-985-4116 FAX: 089-985-4158